

第六十五回 参議院外務委員会會議録第六号

昭和四十六年三月十六日(火曜日)

午前十時十一分開会

委員の異動

三月十二日

補欠選任

山崎 五郎君
浅井 亨君
岩間 正男君
廣瀬 久忠君
黒柳 明君
野坂 参三君

出席者は左のとおり。

委員長 松平 勇雄君
理事 石原慎太郎君
長谷川 仁君
山本 利壽君
西村 関一君

委員

梶原 茂嘉君
杉原 荒太君
廣瀬 久忠君
三木與吉郎君
加藤シヅエ君
羽生 三七君
森 元治郎君

國務大臣

外務大臣

政府委員

外務政務次官 竹内 黎一君
外務大臣官房長 佐藤 正二君
外務省アジア局長 須之部量三君
外務省条約局長 井川 克一君
外務省条約局外務参事官 山崎 敏夫君

事務局側

常任委員会専門員

説明員

科学技術庁原子力局長 田宮 茂文君
水産庁長官官房調査官 竹原 幸吉君
運輸大臣官房政策計画官 田付 健次君
郵政省郵務局長 高仲 優君

本日の會議に付した案件

○在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○千九百六十九年十一月十四日に東京で作成された万国郵便連合憲章の追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸約定の締結について承認を求めるの件(内閣提出)

○アジア・オセアニア郵便条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出)

○千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約の改正の受諾について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○油による汚染を伴う事故の場合における公海上の措置に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○国際原子力機関憲章第六條の改正の受諾について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○国際情勢等に関する調査(中国問題に関する件)

○委員長(松平勇雄君) ただいまから外務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について報告いたします。去る十二日浅井亨君、山崎五郎君及び岩間正男君が委員を辞任され、その補欠として黒柳明君、廣瀬久忠君及び野坂参三君が選任されました。

○委員長(松平勇雄君) 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。

○國務大臣(愛知揆一君) 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

この法律案におきましては、まず、ミューンヘンに新たに総領事館を設置し、カナダの在エドモントン領事館及びニュー・ジブラントの在オークランド領事館をそれぞれ総領事館に昇格させ、これらの総領事館に勤務する職員に支給する在勤手当の額を定めることとしております。

さらに、一部の在外公館所在地におきましては、住居費が大幅に上昇しておりますので、これに対処するため、在インドネシア大使館ほか九公館に勤務する職員に支給する住居手当の限度額を最高二四%、最低八%の引き上げを行なうものであります。

なお、今回「在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」の題名を、「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」と改めることといたしましたのは、従来「外務省設置法」の別表に在外公館の名称及び位置が規定されており、本法律の規定する在外公館職員の給与とともに常に二本の法律改正を必要とする不便がありましたものを、改める

ことといたしたいからであります。以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(松平勇雄君) 引き続き補足説明を聴取いたします。

○政府委員(佐藤正二君) ただいま大臣から御説明がありましたとおり、この法律案は大体三本に大別されると思ひます。

第一番目がミューンヘンの総領事館を新設いたしました、それからエドモントン、これはカナダでございますが、それからオークランド、これはニュー・ジブラントでございますが、これら二つの領事館を総領事館に昇格させる。それに伴ひましてこれらの公館に勤務しております職員に支給する在勤手当を定める必要がございますので、それが一つ。

それから二番目が、住居手当と申しますのがございまして、これが全在外公館にきめられておりますが、諸外国の中で、住居の値段と申しますか、家賃が非常に上がるところがございますので、それをビクアップして毎年お願いいたしまして住居手当の限度額を上げておるわけでございまして、今回十公館につきまして住居手当の限度額を上げたい、それが二番目でございます。

それから三番目は、大臣からも御説明がございましたとおり、現在まで、新設公館がございまして二つの法律をさならなくてはならなかつたわけであります。一つは、設置法のいわゆる名称、位置という点をさならなくてはならないのと、それからもう一つは、そこにおきます職員の給与をきめなくてはならない。したがって、給与法のほうもさわらなくちゃならないということになっておりましたので、それを一つの法律にまとめまして、別表

一、二というよりな形で処理したい。そういうことで三本の柱になっております。

あとの問題はたいした問題はないと思ひますが、ミュンヘンの総領事館につきましては、ミュンヘンに御存じのとおり、ベルリン、ハンブルグに次ぐドイツの第三の都会でございます。人口が百五十万ぐらいでございます。まあ、ドイツの南部の政治、経済、文化の中心地でございます。在留民といひしても、留学生を中心といひまして二百五十人ぐらい現在おります。御承知のとおり、明年の八月にはオリンピックがそこで開かれることになっております。

以上、簡単にございますが、補足説明させていただきます。

○委員長(松平勇雄君) 以上をもつて説明は終了いたしました。

これより質疑に入ります。

○西村閣一君 いま官房長から補足説明のありましたミュンヘンについてはよくわかりましたが、ドイツ連邦共和国内における公館はどこどこにございますか、この際お伺ひしておきます。

○政府委員(佐藤正二君) 御承知のとおり、ボンに大使館がございまして、あと総領事館がベルリンとハンブルグとデュッセルドルフ、それだけでございます。

○西村閣一君 それにこのミュンヘンが加わったということでございますね。

エドモントンとオークランドの領事館を総領事館にするという特別理由は何かございますか。

○政府委員(佐藤正二君) エドモントンは、御承知のとおり、カナダの西部に近く、アルバータ州の中心地でございますが、あそこは、小麦を中心とする農産物のほか、石油だとか石炭だとか天然ガスというより豊富な鉱物資源に恵まれております。わが国もアルバータ州から多量の小麦や鉱物資源を輸入する必要がだんだんこれから多くなってくるというふうなことで、まあ、企業進出も必要になるのじやないかというふうに考へて

おります。ジュネーボの事務所がそこに近々開設——たしかもう開設されたと思ひますが、で、貿易、経済関係が非常に緊密になっていることとございします。

それからオークランドのほうはニュー・ジラランドでございますが、あそこはオークランド自体が貿易、経済、商業の中心地でございます。ニュー・ジラランドとわが国との間の貿易の関係が非常に伸びておりますためにあそこ非常にウエイトがかかってございまして、今度総領事館にいたしたいと、こういうこととございします。

○西村閣一君 それから、ミュンヘンに総領事館が新設されるということは時宜を得たことであらうと思ひますけれども、いままで領事館さえもなかったというのはいさうなことだつたのですか。

○政府委員(佐藤正二君) 特別な理由もございせんでございますが、御承知のとおり、ベルリンは政治的な問題がございましてつくりまして、それからデュッセルドルフは、御承知のとおり、あそこは非常に日本の商社の方もたくさん行つておられましたんで、デュッセルドルフにつくりました。ハンブルグは、昔からございまして、古い建物もあつたような関係でつくりましたんですが、その次につくるのはミュンヘンだということで、前から考へておりましたんですが、だんだんおくれましてしまいました。こういうこととございします。各々総領事は持つておりました。

○西村閣一君 住居費が大幅に上昇してあると、これに対処するためにインドネシア大使館のほか九公館に勤務する職員に支給する住居手当の限度額を最高二四%から最低八%まで上げるということとございしますが、全体として住居費が上昇してあるというところはわかりますが、限度額が二四%から八%まで、だいぶ開きが大きいようでございますが、これはそれぞれの地域の特殊性もあることだと思ひますけれども、その内容を少し聞かしていただかせませんか。

○政府委員(佐藤正二君) これは、御承知のとおり、それぞれのところの住居費の家賃を、職員自

体の家賃をそれぞれとして毎年調査してありまして上げていくわけでございますけれども、今度のバーセンテージのとり方は、二四%はソビエトでございます。これは特にこの法律の附則にもつておりますのでございしますが、ことしの一月一日からソ連が家賃を——あそこの家賃というのは公定でございますが——政府の命令で引き上げたわけですね。これはしたがって、有無を言わさず上がつてしまつたわけでございます。したがって、二四%というのはそのまゝの比率をとつておるわけですね。したがって、このこのソビエトの住居手当だけは、今回法律を御審議願つて御承認願ひますれば、一月一日にさかのぼつてやりたいといふふうに考へております。ほかの点はコンゴ(キンシャサ)が二〇%、香港が二〇%、それから一八%がサンフランシスコ、一七%がセイロン、一六%がジャカルタでございます。八%がニューヨークということになっております。

○西村閣一君 本案件に対する質疑は本日はこれで一応終わりますが、次回に継続して行ないます。

○委員長(松平勇雄君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度といたします。

○委員長(松平勇雄君) 次に、千九百六十九年十一月十四日に東京で作成された万国郵便連合憲章の追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸協定の締結について承認を求めるの件

及びアジア・オセアニア郵便条約の締結について承認を求めるの件

以上二案件を便宜一括して議題といたします。二案件につきましては去る十一日趣旨説明及び補足説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

御質疑のある方は、順次御発言を願ひます。

○西村閣一君 まず万国郵便連合関係条約について若干の質疑を行います。

第一は、現在わが国は万国郵便条約の八約定のうち六約定の当事国となっているが、「現金取立に關する約定」及び「新聞紙及び定期刊行物の予約に關する約定」についてはその当事国となつていないことはどういふこととあります。

また、今回の条約提出に際しては、現在当事国となつておる六約定のうち四約定のみを締結することとしております。「代金引換郵便物に關する約定」及び「貯金の国際業務に關する約定」の二約定は締結しないこととなつておりますが、その理由はどういふところにあるのです。

○政府委員(山崎敏夫君) お答え申し上げます。まず最初に、「新聞紙及び定期刊行物の予約に關する約定」は、これは現在署名した国は五十三カ国でございますが、この業務は郵便局が公衆から予約料を徴収しまして、新聞紙及び定期刊行物の予約申し込みを受けまして、申し込み者に各国で発行される新聞紙及び定期刊行物を供給する業務でございますが、わが国ではこの業務を実施しておりませんので、これまでと同様今回はこれに参加しないこととした次第であります。

それから、「現金取立に關する約定」に關しましては、これは五十八カ国が署名しておりますが、この業務は郵便局が委託者から受託した受領書、手形指圖書その他によりまして、委託者が指定する金額を現金で借方から取り立てて、この取立金額を郵便為替または郵便振替によつて委託者に送付する業務であります。実はこの業務もわが国は実施しておりませんので、今回もこれに参加しないこととした次第であります。

それから次いで、代金引換約定及び貯金約定はなぜ今回は参加しなかつたかという御質問でございますが、御指摘のとおり、従来わが国は「代金引換郵便条約に關する約定」に参加してまいつたわけでございますが、この業務の実施国がヨーロッパ及びアフリカの三十一カ国にとどまつてお

り、それぞれのところの住居費の家賃を、職員自

体の家賃をそれぞれとして毎年調査してありまして上げていくわけでございますけれども、今度のバーセンテージのとり方は、二四%はソビエトでございます。これは特にこの法律の附則にもつておりますのでございしますが、ことしの一月一日からソ連が家賃を——あそこの家賃というのは公定でございますが——政府の命令で引き上げたわけですね。これはしたがって、有無を言わさず上がつてしまつたわけでございます。したがって、二四%というのはそのまゝの比率をとつておるわけですね。したがって、このこのソビエトの住居手当だけは、今回法律を御審議願つて御承認願ひますれば、一月一日にさかのぼつてやりたいといふふうに考へております。ほかの点はコンゴ(キンシャサ)が二〇%、香港が二〇%、それから一八%がサンフランシスコ、一七%がセイロン、一六%がジャカルタでございます。八%がニューヨークということになっております。

○西村閣一君 本案件に対する質疑は本日はこれで一応終わりますが、次回に継続して行ないます。

○委員長(松平勇雄君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度といたします。

○委員長(松平勇雄君) 次に、千九百六十九年十一月十四日に東京で作成された万国郵便連合憲章の追加議定書、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び関係諸協定の締結について承認を求めるの件

及びアジア・オセアニア郵便条約の締結について承認を求めるの件

以上二案件を便宜一括して議題といたします。二案件につきましては去る十一日趣旨説明及び補足説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

御質疑のある方は、順次御発言を願ひます。

ります。それからもう一つは、わが国の外国為替管理法による送金上の制約があるということ等のために、実際問題としてはこの業務を実施するに至らなかつたわけでございます。それで、この状況、特にまあ実際に実施している国がわが国から遠いヨーロッパ及びアフリカに限られているという状況は今後も当分変わらないと思ひますので、これを実施いたしましてもあまり実益がないであらうというふうに考えまして、今回この約定には参加しないこととした次第であります。

最後に、「貯金の国際業務に関する約定」に關しましては、現在この業務を実施しておりますのはわずかに十数カ国でございまして、しかも、それすべてがわが国にとつては遠いヨーロッパ及びアフリカの諸国でございまして、で、アジアの国はほとんど参加いたしておりません。そういうこともございまして、この業務も現在実施する情勢がない次第でございまして、これに参加しなかつたわけでございまして。

○西村閣一君 いま御承知のように一昨年、昭和十四年の十月東京で開かれた万国郵便連合——U P U 第十六回大会議におきまして、わが国は次の大会議開催までの間U P U の活動の総括機能を果たす執行理事会の構成国に選出され、さらに満場一致で理事会議長に推挙されたこととありますが、郵便業務における国際協力をますます維持増進せよと努力しているわが国にとりまして非常に喜ばしいことであるとともに、その責任もまた非常に重大であると思はれるのでございまして。元來わが国は郵便制度ではかなり指導的な役割を果たしてまいつておるのでないかと思はれますが、從來わが国が果たしてきた役割、また、現在執行理事会でかかっている制度上、技術上の問題があれば説明を承りたいと思ひます。

○説明員(高仲優君) 仰せのとおり執行理事会は大会議から大会議の間、すなわち五年に一回大会議というものが開かれるわけでございまして、その間の連合の實質的な事務の継続を確保する仕事

をやつておる次第でございまして。大会議は五年に一回開かれるわけでございまして、これがU P U の最高機関ということになっております。しかしながら、五年に一回でございまして、その間は執行理事会が實質的な事務を取り運ぶこととなつておりまして、年次予算の承認、それから国際事務局の監督、事務局職員の人事の承認、郵便に關する各種の問題の研究等、各般の日常の事務をすべて行なう責任を有しております。したがって、執行理事会の問題といたしましては、日常のあらゆる方面にわたつての事務が行なわれるわけでございまして、特に問題となる点ということについて申し上げるといたしまして、年次予算の決定という点につきましては、効率的なU P U 業務の運行をはかること、これがまず第一の問題であらうかと思ひます。また、国際協力の面におきまして、その加盟各国からの要望を、具体的に予算面を考えながら実施していく責任を有しております。人事の問題につきまして申し上げれば、適切な地域的配分を確保し、かつ能率的な人間の配置を考えていく、こうした点を考えておる次第でございまして。

○西村閣一君 U P U の關係におきまして、スイス政府はU P U の国際事務局局長の候補者を提議して、事務局の会計を監査するとともに、U P U 加盟国が支払うべき分担金を立てかえ払いをして翌年中に各加盟国から償還を受けるなど、非常に特殊な地位に置かれております。これはU P U とスイスとの歴史的なつながりによるのでありまして、うが、将来もこのような特殊な關係が存続される傾向でございまして、伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(山崎敏夫君) 万国郵便連合はスイスを発祥の地といたしておりますが、国際事務局も創設以來スイスのベルンに設置されておる次第でございまして。そういう事情がございまして、從來からスイス政府は連合の経費の立てかえ払いを行なつてきておるといふことがございまして。こういうこともございまして、U P U とスイス政府との

間には特別のつながりがあるわけでございまして。この経費の立てかえ払いという制度そのものは、今日のわれわれから見れば若干特殊な制度だとは思ひますけれども、それが廃止されるまでの間は、当分の間こういう特殊な關係は続くものと思ひます。この立てかえ払いの制度は、やはり外貨に乏しい後進国あたりにとりましては、かなり便利を制度でもありますので、いまのところ当分の間はこの制度が続くのではないかと思ひます。

○西村閣一君 本案件の質疑は本日はこれで終わります。次に、次回に続行したいと思ひます。次に、アジア・オセアニア郵便連合の加盟国は、万国郵便連合の大会議において、加盟国に共通の利害關係のある問題については、お互いに協力するということになつておりますが、どのような問題について協力するのでございましょう。

○政府委員(山崎敏夫君) この協力を具体的に申し上げますと、万国郵便大会議へのいろいろな提案につきまして、必要に応じて共同提案を行なうということなどもその協力の一つであらうと存じます。また、その万国郵便連合のいろいろな機関の理事国への選出とか、その他諸事運営の全般に關しまして、このアジア・オセアニア地域に共通の利益の上に立つて相互に連絡を密にして協力し合うということなどが考えられると思ひます。

○西村閣一君 この条約の第十七条によりまして、郵便業務を向上させるために加盟国間で郵便職員を交換しあるいは派遣をするということに協力するとなつておりますが、わが国ではこの分野でどのような寄与をしていこうかと考えておられますか。

○説明員(高仲優君) アジア・オセアニア地域におきまして、わが国はいわば先進的な立場にあるわけでございまして、そうした關係から、加盟国の職員の研修であるとかあるいは技術協力の面で積極的な寄与をいたしたいと考えております。なお、本年度におきまして、加盟国から二十一名の

職員を受け入れ、郵便業務の研修、施設見学等の便宜を与えております。このほか、アジア地域諸国の郵政關係の幹部をわが国に招いてセミナーを開催いたしております。また、地域内で開催されるセミナーは、わが国が行なうもの以外にもございまして、そうした場合におきましては講師を派遣するなど、積極的にこの面で活動いたしております。また今後とも活動を続けたいと考えております。

○西村閣一君 本案件の質疑は保留いたします。○委員長(松平勇雄君) 他に御発言もなければ、二案件に対する質疑は、本日はこの程度にいたします。

○委員長(松平勇雄君) 次に、千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約の改正の受諾について承認を求めめるの件

油による汚染を伴う事故の場合における公海上の措置に關する国際条約の締結について承認を求めめるの件

国際原子力機関憲章第六條の改正の受諾について承認を求めめるの件

以上三案件を便宜一括して議題といたします。三案件につきましては去る十一日趣旨説明及び補足説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

御質疑のある方は、順次御発言を願ひます。

○西村閣一君 まず、千九百五十四年の海水汚濁防止条約の改正について質疑をいたします。

この条約は一九六二年に改正され、さらに今回、すなわち一九六九年に改正されて、一そう厳格な基準が要求されるようになったことは、海水汚濁を最小限に食い止めるという意味でまことにけっこうなことだと思ひます。しかし、タンカーによるところの石油の輸送量が年々増加していくことを考えますと、はたしてこの改正条約によるところの防止措置で十分でありますか。すなわ

ち、今回の改正では、タンカーとそれ以外の船舶とに分けて、それぞれにつききびしい油の排出基準を設けておりますが、この規則で十分であると考えられますか。現在の海水汚染の現状はどうなっておりますか。この油の排出基準によりまして、一〇〇PPMとなっておりますが、これは逐次蓄積されてまいりました場合にはどうなりますか。これらの点についてお伺いしたいと思います。

○説明員(田付健次君) 一番最初にお話のございました、今回の改正条約の規制で十分かどうかという点でございますが、もちろん、技術開発等が進みましてさらに排出の防止がはかれる装置その他が出ました場合には、さらにわれわれとしては減らしていくべきであるというふうに考えております。ただ、現状におきましては、現在タンカー等が運航してまいります場合の排出防止上ですきますぎりぎりの限度までさせておりますので、現状におきましてはこれではよろしいのではないかと考えております。

それから、世界的な汚染状況はどうかという点でございしますが、特に一番古くからこの油濁問題が発生いたしましたのは、海流の關係で主としてイギリスとかヨーロッパ大陸でございます。現在の海水汚濁防止条約の原型は、実はその辺の問題から発生していると言ってもいい問題であります。その後タンカーによります海上運搬量が急速にふえてまいりまして、先生御指摘のように、かなりの量の廃油が海面に流されるという状態になつてきておりまして、ある試算によりますと、十億トンの海上輸送量があつて、そのために百万トン程度の廃油が流されているのではないかとというような試算もございます。また、世界的なそういうふうな海上の汚染の状態が進行してまいりましたので、現在国連それからIMCO等の国際機関でもこの油濁防止問題につきまして真剣に取り組んでおります。油濁防止装置のいろいろな開発であるとかリコメンデーションであるとかという点と現在取り組んでおる状況でございします。

またタンカーの事故が起きまして発生する問題もございます。で、耳新しい、私どもが記憶しておりますものをあげましても、比較的大きかつたのは、一九六七年にドーバー海峡で起こりましたのは、タトリー・キャニオン号の事件がございました。このときは約六万トン程度の石油が英仏海峡に流れて皆さん非常に困つたわけですが、こういう大きな事故もございました。ごく最近は、ついこの一月にサンフランシスコ湾でタンカーがぶつかり

まして湾内の油濁を起しております。一方、私どものおります日本の海域におきましても、油が流れることによりましていろいろな漁業上の被害があがっております。ちよつとデータが古いのですが、三十九年当時の試算では五十億もあるということが言われております。

そのようなことで、海水の油濁の問題は、今後タンカーによります石油の輸送量がふえてまいりますにつれてますますふえていくと私どもは考えざるを得ないということですので、今後ともそういう点についてきびしい規制をしていく必要があると考えております。

それから、一〇〇PPMで出していけば、たまたまどうかという問題でございしますが、私、そのほうの専門家ではございませんのですけれども、現在までにこの一〇〇PPMがとられております理由としましては、一つは条約上に規制をいたしますので、実際に各国がみんな実行できるというような技術的な可能性のあるものでなければならぬ。そういう意味で、現在、船舶に取りつけます油水分離器というので油と水を分離いたしますのですが、その装置の性能として国際的にはこれ以下に下げるといふものがありませんので、一応そのぎりぎりまで押えた。それから、実際に一〇〇PPMで海面にその油性汚水を流しました場合に、陸上の場合と違ひまして船舶は移動いたします。また海流、潮流等がございしますので、拡散がすみやかに行なわれまして、この一〇〇PPMの基準が出ましたのは一九五四年の条約からでございますが、実際には五八年か

ら発効いたしておりまして、約現在までに十何年かになるわけでございますが、いまのところ問題がないように聞いておりますので、一〇〇PPM自身につきましてはこのまま続けてよろしいのではないかと私は考えております。

○西村閣一君 二番目には、現在わが国の海水汚濁についてはどのような状況になっておりますか。

海水油濁条約につきましては、昨年の海水油濁防止法が制定されており、海水油濁防止施設の整備状況、油水分離器等の船舶内の施設、監視取り締まり体制はどうなっておりますか。陸上にあるところの防止施設、それから船舶の中にあるところの油水分離器等の施設、監視取り締まり体制、こういうものは一体どうなっているか。

また、日本近海は海水の汚染が特にひどいようでありますが、その汚染の状況、被害、これは水産庁の方来ておるかと思いますが、どういう被害の状況にあるか。工業排水からの汚染をも含めまして、日本近海の汚染の状況と被害の状況について伺いたいしたい。

○説明員(田付健次君) 前半の先生の御質問の監視取り締まりにつきましては後ほど保安庁のほうからお答えいたします。

まず、わが国の海水油濁状況でございますが、農林省のほうからお話があるかと思いますが、現在私どもの対象にいたしております船舶約一万隻ばかりでございますが、年間にこれらの船が排出する油性汚水、すなわち、タンカーにつきましてはバラスト水、それから一般船舶につきましてはピルジの油性汚水などございますが、これらの総量が約二千万トンくらいあるという試算がございます。もちろん、これらの油性汚水を出さないように、私どもといたしましては、従来から船舶にはピルジの排出防止施設、また陸上では廃油処理施設をそれぞれ整備を促進させてまいっておりますが、現在廃油処理施設の整備につきましては、主として港湾管理者を中心に行うとして整備をいたしてまいっております。現在やっております港

湾整備計画によりますと、四十五年度末までには二十二港に三十三カ所、これは必ずしも数字が合いませんのは、一つの港に複数の廃油処理施設がある場合がございますので数が合いませんが、二十二港三十三カ所の廃油設備を整備することになつております。さらに、四十八年度末までには三十四港五十五カ所を目標に整備を進めております。

で、ここまでの整備は、先ほど申し上げました油性汚水の約九割が吸収できる予定で進めてまいったわけでございますが、今度の六九年の条約改正によりましてさらにその排出規制が強化されました、また国内では、条約の対象船舶はございましたけれども、さらにその対象船舶を広げまして規制を強化いたしましたので、その分の廃油を処理しなければならぬという必要から、さらに三十数港につきましてその廃油処理施設の整備を進めていくという計画を進めております。

それから船舶の油水分離器の問題でございますが、これは現在の海水の油濁防止に関する法律と
いうのがございますが、これによりますと、対象
船舶は、タンカーにつきましては百五十トン以
上、それから一般船舶につきましては五百トン以
上ということで、この分につきましてはすでに油
水分離器の取り付けを終えさせております。

それから、昨年の暮れの公害国会で海洋汚染防止法をつくりましてさらに六九年に改正強化された部分を吸収しました際に、先ほどお話し申し上げましたが、船舶を一部拡大いたしましたので、一般船舶については三百トンまで適用させることにいたしました。タンカーにつきましては百五十トン未満でも適用することいたしましたので、その分がこれからの取りつけの必要数になっております。これにつきましては暫時の猶予期間を与えまして取りつけを進めております。

以上、陸上側の廃油処理施設と船舶内に取りつ
けます油水分離器等につきましてそれぞれ国また
は船舶整備公団等の助成を行ないまして取りつけ
を進めておる状態でございます。

○政府委員(上原啓君) 御説明申し上げます。

まず、海水油濁の発生状況でございますが、少し古い資料でございますけれども、暦年でございますが四十四年におきまして全部で二百七十三件の油濁の発生が報告されております。そのうち船舶によるものが百七十五件で一番多いでございます。陸上から流出されたことが確認されたものが二十九件でございます。発生源の不明なものが六十九件、大体こういう状況になっております。

この海水油濁の監視取り締まり体制について簡単に御説明申し上げますと、現在海上保安庁といたしましては、海水油濁事犯の取り締まりということとは最重点事項といたしまして、全管内に嚴重に指令をいたしております。特に油濁事案の発生の可能性の多い、またその結果が大きな被害をもたらすものと認められます東京湾、伊勢湾、大阪湾、瀬戸内海というところは特に重点海域として指定いたしました。これにつきましては船舶、航空機等によりまして天候の許す限りほとんど常時パトロールをしているという状況でございます。その他船舶に立ち入り検査などできるだけの努力を目下傾注いたしております。

そういう状況でございます。

○説明員(竹原幸吉君) 日本近海におきましてこの水質汚濁によりましてどのような漁業被害が生じているかということでございますけれども、水質汚濁によりまして漁業被害の懸念といえましては、陸上からの工場、事業場等から流れ出しますところの排水による水質汚濁によるもの、あるいは都市下水等によりましてこの水質汚濁によりまして漁業への影響、そのほか船舶からの油の流出、あるいは産業廃棄物の投棄によりましてこの漁業への被害、こういったものがございまして、これらを含めまして、近年におきまして漁業被害の状況といたしましては、各都道府県からの報告によりまして、年間約百三十億円程度に達しております。

○委員長(松平勇雄君) ちよつと速記とめて。

(速記中止)

○委員長(松平勇雄君) 速記をとつて下さい。

○加藤シヅエ君 いまの西村委員の海水汚濁の問題について海上保安庁にひとつ関連の質問をさせていただきます。

海水の汚濁について海上保安庁では非常に嚴重に、ことに重要地区を指定して検査をしていらっしゃる由、たいへん御苦労さまだと思っております。この間からいろいろの事件などございまして、いろいろ嚴重に監視していらつしやることなどもニュースその他で承知いたしております。私そのときに感じましたことは、非常にこの問題を重要視していらつしやるにもかかわらず、海上保安庁のその目的のために使える手が足りない、設備が足りないというような問題で悩んでいらつしやるのではないかと推察するのでございまして、その点はいかがでございますか、率直に聞かしていただきたいと思ひます。

○政府委員(上原啓君) 先生の御質問、実はわれわれに対する非常な御理解と御激励のことばというぐあいには承りますが、率直に申しまして、現在航空機、船舶、極力、この油濁防止、油濁事犯の監視取り締まりに当たつておりますけれども、率直に申し上げまして、現在の勢力で十分であるというところは申し上げかねると思ひます。四十六年度予算につきましても、この油濁防止関係につきましても超重点的に要求いたしましたのでありますが、大蔵省のほうもこの点につきましてもは相当理解を示されまして、たとえば空から監視するのには非常に有効なヘリコプターにつきましても、国庫債務負担行為の分を含めまして一挙に四機という予算が認められましたし、また、この監視に非常にハインディによく働きます監視艇の代替建造につきましても、十九隻という、かつてない大きな数字を、代替建造の予算を認めてもらつたような次第でございます。決して十分とは申せませんけれども、われわれは今後も予算的な措置、それから人員につきましても超重点的に整備をはかつていきたい、また、関係各省の御理解も得られるのではないかと、このように存じてお

ります。現状において万全な体制でないことは率直に申し上げます。今後さらに努力いたしたいと思ひます。

○加藤シヅエ君 予算が今度多少ふえたことは当然のことと思ひますけれども、それに関連した人員の増加ももちろん認められたのでございましてか。

○政府委員(上原啓君) 人員、組織につきましても四十六年度は相当な補強をいたすことになっております。現在、本庁自体におきましてこの海上公害の問題を、海洋汚染の問題を専門に担当する部課がございましてしたけれども、今度は本庁内の警備救難部に海上公害課という専任の課の新設が認められました、ただし、その要員は振りかえてございすけれども、それから、先ほど御説明申し上げました四つの重点海域を担当いたします第三から第六にわたります管区本部につきましても、それぞれ公害監視センターというものの新設が認められたわけでございす。これにつきましても十二名の増員ということになっております。それから、ほんとうに第一線で働いております海上保安部につきましても、これは五名でございしましたが、現状といたしましては相当な補強を認められた、こういう状況でございます。

○西村一君 本案件の質疑並びに海水油濁公法条約についての質疑は次回まで保留をいたします。

次に、国際原子力機関(IAEA)憲章第六条の改正の問題につきましても質疑に入りたいと思ひます。

昨日の読売紙上によりまして承知したのでありますが、昨三月十五日、東京で開かれました日本原子力産業会議に出席をいたしましたアメリカの原子力委員会のウラン濃縮工場運営事務所長のサビアリー氏が次のようなアメリカ原子力委員会の新方針を発表をいたしております。一九七三年以降は濃縮ウラン供給契約を解除する場合には相当額の弁償金を支払つてもらふとの契約条件に改める。もしこのとおり実施されるということになり

ますと、自主開発がで次第アメリカへの依存から切りかえるということが困難になると思ひますが、そういうことになりましたと、永久にアメリカに濃縮してもらふか、それとも自主開発にするか、その二者択一、選択を迫られるという問題に直面するのではないかと思ひます。自主開発と申しましたもなかなか容易ではないと思ひますが、政府はこのような点に対してどのような見通しを持っておられるか、外務大臣の見解を承りたい。

○説明員(田宮茂文君) 現在のところ、先生の御承知のように、わが国はアメリカと原子力平和利用に關します協定を結びまして、それに基づきまして濃縮ウランをアメリカから供給を受けております。それで、ただいままでのところ、アメリカの濃縮設備は現在四〇%程度の稼働率でございまして、従来までの契約におきましては、御指摘のように、三年半の予告をもちまして契約を解除いたしましたも何らそれに対するペナルティというものがありません。ただ、世界各國の濃縮ウランの需要が非常にふえまして、アメリカにおきましても一九七九年ころになりまして、需要と供給がバランスしてしまふ。したがって、七三年以降、現在持つております三つの濃縮工場を改良する計画がございす。それで、そうなりますと、七三年以降の契約につきましても、普通の商業契約と同じように契約の解除につきましても何らかのペナルティをつけるというのがサビアリー氏のきのうの発言でございす。原子力委員会といたしましてはこのような情勢はつとに察知しております。現在ウラン濃縮に關します研究を促進しております。遠心分離法とガス拡散法を、それぞれ動力炉・核燃料開発事業団と日本原子力研究所が中心になりまして開発をしております。そして、そのいずれの方法でどの程度の規模でパイロット・プラント等をつくるかは、来年の末に、研究の開発状況を見ましても、なかな、研究開発から工場建設に至る期

間はそう簡単にまいりませんので、その間はやはり現行の日米共同によりましてアメリカから供給を受けるということになると思います。

○西村閣一君 本件に関する質疑は次回まで保留いたします。

○委員長(松平勇雄君) 他に御発言もなければ、三案件に対する質疑は、本日はこの程度にいたします。

○委員長(松平勇雄君) 次に、国際情勢等に関する調査を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○森元治郎君 時間がありませんから、事実関係だけでとどめます。

最近新聞で、国民政府がアメリカ政府に対して「中華人民共和国」などというこぼを使うことはおもしろくないという抗議をしたというようなことが出ておりましたが、そういうことがあったのか、また、日本にはそういうことはあったのか、なかったのか。

○国務大臣(愛知揆一君) 「中華人民共和国」という名前を使ったことについて、日本政府に何ら国民政府側からそういった苦情のようなものを申し入れた事実はないと承知しております。

それから、アメリカに対してどういふことをやりましたか、私はまだよく報告を読んでおりませんけれども、アメリカから特に連絡があったとも思いませんし、あるいは国民政府からそういう要請を受けたこともないと承知しておりますが、念のためアジア局長からお答えさせたいと思っております。

○政府委員(須之部重三君) いまちょうど留守で恐縮でございますが、御質問の趣旨は、アメリカが使ったことに対して抗議があったかという御質問かと思いますが、台湾の新聞にそれが非常に大きく出ておつたのは事実でございます。しかし、正式の抗議をしたということは聞いておりません。なお、日本に対して何らの申し入れもござい

ません。

○森元治郎君 きのうの新聞あたり、国民政府承認のクウェートの中国承認で第五十九番目の国だと新聞に出ておりましたが、これはそうなんではない。そこで時間がないから進んで伺います。

が、これから台湾から中国に切りかえるような国がだいたいあるようなんです。私名前を読み上げますから、専門当局でけっこうです。オーストラリア、ベルギー、ルクセンブルグ、オーストラリア、ニュー・ジラランド、大洋州、ナイジェリア、メキシコ、トルコ、ペルー、レバノン、チ

リー——これはどうなつていたか、そういう国々が新聞にちらちらしているのを集めてみたんですが、この約十くらいの国がどうも北京のほうを承認するようになりそうなんです。あなたのほうのつかんでいる情報聞かせてください。

○政府委員(須之部重三君) 新聞等に出ておりますし、私も非常に動向を注意しておりますが、このうちで一番はつきりしておりますのはオーストラリア、これはオーストラリアのほうの国会の外交委員会が一応北京との国交回復をはかるというラインについての原則的な了承を得たということ、政府がどんな形であつたから交渉を始めるかという段階に入つておると了解しております。場所につきまして、あるいは時期につきましていろいろございまして、少なくとも場所につきましては、たとえればルーマニアの説、あるいはスイスの説等々ございまして、まだ決定したということはないと承知しております。

それからベルギーにつきまして、北京との国交関係を何とかしたいという動きがあるのはそのとおりでございますが、ただ、ベルギーの場合は前からはつきりしてありますように、言うならば、自分自身も小国である。したがって、国民政府の立場というものにも非常に深い同情を持つていて、いわゆる北京との国交回復と、それから国民政府——中華民国の地位を何とか両立させる方法はないかという点で依然として模索しているという状況と了解しておりますし、具体的な交渉

を進めるといふ段階まではまだ入っていないというふうに了解しております。

ルクセンブルグも同様でございます。これはむしろベルギーの動きを見ているということだと思ひます。

それからオーストラリアでございますが、オーストラリアにおきまして先般国会の討議がございまして、外務大臣が、外務大臣に対する質問の中でこの問題に触れたのは事実でございますが、これは依然として原則的にまだ問題の検討を行なつていない段階だといふふうに考えます。その質問の趣旨は、カナダが北京を承認した結果、小麦が非常に売れる。欧州は現にいまのところまだ北京との間の小麦の本年度の売り込みの契約は全然始まつてないわけでございますが、それらのことに関連しての質問に對しまして、基本問題として考

えているけれども、この小麦が売れるか売れないかというようなことは、北京との国交関係を基本的にどうするかという点を考えるに際してのポイントではないといふふうに言っております。

ニュー・ジラランドにつきましても、もちろんいろいろ考えていると思ひますけれども、必ずしもいますぐどうこう、たとえばオーストラリアとかベルギーといふように進んで問題が突き詰めて考えられているといふふうには考えておりません。

それから、ほかの国については、必ずしもどこまで問題が煮詰められているかというところはつきりいたしません。トルコの場合には、最近ま

でいろいろまじめに考えておつたのは事実でございます。これはNATOの一角として、ほかの国が北京との国交関係を進めてまいりましたので、その点からも考えたいといふような点、それからトルコは、貿易上の利害関係から従来も第三国經由で北京との間に若干の貿易がございましたので、むしろ直接やつたほうが有利ではないかとい

うような観点からトルコとしても北京との国交回復を考へる要因となり、他方、やはり朝鮮事案のとき

にトルコ軍は朝鮮半島で中共軍と戦つたとい

ことがございますので、その点のいろいろ心理的な抵抗もあるようでございますし、依然として検討段階であるといふふうに了解いたしております。

その他の国々につきましては、動きはあるようでございますが、いま申し上げたような確かな動きを示しているとは考えておりません。

○森元治郎君 だいたい国府承認国と中国承認国がクウェートを入れても双方とも六十カ国台になつて対等になりつゝあるようですね。こういうふうな勢いで、あと七、八カ国でも棄権の国あるいは国府承認から中共承認に切りかえるような国があれば、重要事項指定方式ではますますことしの国連総会には非常に危険になると思うのですが、きょう現在の見通しとして、かりに重要事項指定の承認の決議案を出しても否決されることは絶対ないという確信ありますか。

○政府委員(西堀正弘君) 昨年の重要事項指定方式は六十八対五十四でございましたが、十四の差でございます。しかし反面、棄権国が非常に多うございまして、それがいまして、われわれといつたしましても、現段階におきまして、かりに昨年と同じ重要事項指定方式を出した場合にどうなるであろうかという票読みはもちろんならつております。その票読みは、何ぶんにもアフリカ諸国、それからラ米諸国といった国々が多うございまして、何としまして、極端なことを申しますならば、棄権を通り越しまして賛成に回るのか、あるいは否決、反対であるのか、もうこれは百八十度の差がございまして、したがって、その票読みにおきましても、賛成票についてわれわれ非常に甘く見た場合と、きつく見た場合と二十数票の差がございまして、それから反対の票につきましても、これが甘く見た場合とそれからゆるく見た場合と、やはりこれまた二十数票の差がございまして、したがって、結論として申し上げなければ、非常に現在の段階において、申しわけないのでございまして、何ともわからぬと言わざるを得ない状況でございます。

○森元治郎君 重要事項をかたく過去守ってきた日本政府としても薄氷を踏む思いのように思うのですが、大臣いかがですか、いまの御説明を伺って。

○國務大臣(愛知揆一君) この問題は、しばしば申し上げておりますように、昨年の総会での結果というものは十分承知しておるわけでありまして、それから国際的な動きなども見通しなから、国益に踏まえて、最も妥当であるという措置をとりたいと思つて慎重に検討いたしておりました、こう申し上げておるわけですが、その状態が現に続いておるわけでございます。いかなる態度をとるかという点に關連してお尋ねだと思ひますが、いまいわざば事務局の客観的な情報を基礎にした見方を申し上げたわけですが、これも、これはいまもお聞き取りのようによつて、とりよつて、とくに非常な差がございますから、にわかにはその中から結論づけるということはまだ早計ではないかと思つております。

○森元治郎君 いま大臣の御答弁で、いかなる態度をとるかのお尋ねだと思つて、私は、態度をとれとかとらないという意味じゃなくて、いまの事務局の説明では、甘く見ても二十数票、辛く見ても二十数票、全くわからぬ。お尋ねすべき状態ではないか、薄氷を踏む思いではないかというあなたの心境を伺つてゐるのです。

○國務大臣(愛知揆一君) これは、かりにいままでのようなやり方で行つた場合の各国の動向がどうであるかという一つの見方であるといつて、いかに申し上げたように立場に立つて慎重に検討して、いかなる方法をとることが最善であるかといふふうな目下真剣な検討を続けておるわけでございます。ですから、これは薄氷を踏むとか、踏まないといふことではございませんで、いろいろの要素があるわけですから、そのいろいろの要素を踏まえ、かつ見通しもつけて、最善の立場をとるといふふうに考へてしるべきじゃないか。

それからなお、私特につけ加えておきたいと思ひますのは、やはり代表権の問題というものは、国連加盟国のそれぞれの立場からいつても、国連の憲章あるいは精神、そういう点からいつて非常に重要な、大切な事項であるといふことは、これは各国ともよく承知してゐるところであると思ひます。したがつて、いま単純にいろいろの情報を集めただけではわからないので、やはり最終的に各国がいかなる態度をとるかという点をこれからはまだ十分見きわめていかなければ、各国の動向にしても最終的な捕捉は非常にむづかしいと思つております。

○森元治郎君 これはたいへんなことだと思つて、すね、この対策は。これをうまく切り抜けたら愛知大外相と、「大」をくつつけてやつてもいいくらいに功績です、これは。そこで、もしこれに負けるとなつたら、これは内閣総辭職もんでしようね、事、内閣にとつては。というのは、これは重要事項の決議案というのは、単純多数で成否がきまるんでしたね。だから、この間は幾らだったかな、六十六が賛成、五十二が反対。こゝで反対のほうが多くなれば、重要事項じゃありません。重要事項にはかからないんだとなれば、もし続いて例のいわゆるアルバニア案がかつたとして、しかも賛成が多ければ、その瞬間にどんびしやり、これは中国招請、国府追放がきまるんだと思つてゐる。いろいろ議事手続とか提出の手続がありましよう。前だ、あとだといふいろいろありましようが、手続は一応別にして、從來どおりに重要事項が先に出て——先に出すように工作するでしよう——先に採決して、続いてアルバニア案となつた場合、重要事項であつて七、八カ国あれば負けるのですから、負けた。続いて中国招請、国府追放がかかる。何票かの差で賛成が多ければ、その瞬間に、こゝしの秋に国府追放がきまる。

政府がねらつたことはもう根底から、一も二もなく、何のリザーブもなくすつ飛んじまうんだと思つて、すね。だから、内閣は当然総辭職に値する、そして次の者にあとを渡す、こゝろに次第

になるほど重大問題だと思つてゐる。大臣の御決意をひとつ伺いたい。

○國務大臣(愛知揆一君) これは今国会の当初から公式に申し上げておりますように、いろいろのこれらの情勢を見きわめて日本としての態度をきめるべく慎重に検討いたしておりました、といふのが政府の態度でございます。いま断定的におつしやいまして、一つの方式で終始するといふことだけではない場合もあり得るわけですから、いまのお尋ねはお尋ねとして、それに対してストレートにまだ私お答えするような政府として腹案を持つておるわけでございます。いさ、いさ少しあとのことにしていただきたいと思つております。

○森元治郎君 一つの方式に終始こだわつていないといふ場合もあり得ると。やわからかですが、そつとすると、重要事項だといふことは、この国会でも、たゞいまでも重要事項だといふことはこれは政府は變へてないんだといふたてまえなんです。が、この点はどうなりますか。これもゆらぐこともあり得るんですか。

○國務大臣(愛知揆一君) しかし、いづれにいたしましても、加盟国のステータスの問題といふことになれば、これは、先ほど申しましたように、国連憲章あるいはその精神からいつても大切な、重要な事項として扱わなければならないといふことが私は基本的な精神だろつと思ひます。それから、現にこれは先ほどの情勢分析の中にもございまして、たゞいづれにいたしましても、いさ、いさあるかといへば、その辺のやうに非常なむづかしさといふことを私は反映してゐることだと思つてゐます。たとへば、すでに昨年の総会にもあらわれておるやうに、一方を入れることは非常にむづかしいことだけれども、さりとて一方を追放するといふことについては非常なためらいを感じるというやうなことが多くの棄権票にもあらわれておりますので、そういう点を考へ合せてみましても、やはり国連加盟国の立場である各国の立場からいへば、そういう点を、どういふふうに国連の

精神、主義を守りながら、また従来の国連としての信義といひますか、そういうところから考へて、いかに善処すべきかといふことについては、各国それぞれまだいろいろの考へ方を検討してゐるんじゃないか。それらが固まつて出てくるのはまだ相当の時間がかかるように思われま

○森元治郎君 「重要な問題として取り扱う」といふ表現と例の憲章十八条にいう三分の二といふことが關連しますか。たゞ大事を問題だといふ常識的な取り扱いをおつしやつてゐるんですか。三分の二の例の十八条を頭に置かれて「重要な問題」とおつしやつてゐるのか。

○國務大臣(愛知揆一君) 実はそこまで詰めてお尋ねになると、私も、先ほど来るる申し上げておりますやうな環境の中にありますから、クリアカットのお答えはできませんが、しかし、私は、何といひましても日本にとつてもきつて重要な問題であるし、国連としてもこれは非常に重要な問題であつて大切に扱わなければならない問題であるといふことは、これはいかなる人も主義として認めざるを得ないのではないだらうかと思ひます。現に、憲章第十八条第二項でございまして、これを讀み直してお互に常に考へるべきことではないかと思ひます。

○森元治郎君 まあ、いまからどういふ案でいくかといつたつてそれは無理でしょうが、法眼君を出すとか出さぬとか、これはラジオやテレビで思つたんですが、せつかくアメリカと協議中なんです。どうなんです。

○國務大臣(愛知揆一君) 法眼君は、この機会に明らかにいたしておきたいと思ひますけれども、ジョージタウン・ユニバシティ・ストラテジック・インスティテュートですか、これのかねがね招待を受けておりました、先方の招待によつて講演に招かれた。政府としては、たゞいまタイミングから申しまして一番忙しいときですから、いろいろ日程等調整いたしたのでありますけれども、非常に熱心に招請をされ、また、在ワシントン

ンの日本大使館、それから在東京のアメリカ大使館等も熱心にこの実現を推奨いたしましたので、私も踏み切つて、きわめて短期間のインスティテュートの要請にこたえたわけです。はたせるかな、時節柄、アメリカへ法眼審議官が行くというので、何か大会議、大情報を取材に行くのかというふうな伝えられましたけれども、私はそれだけの配慮をいたしまして了承を与えたくらいでございまして、本件は先方の御招待に依りまして、パネルディスカッションですか、講師として参加をする、こういう形でございますから、特別の用件は与えておりません。

○森元治郎君　そうすると大問題で、私は、甘く見ても辛く見ても二十票の差なんていう専門当局の検討ですから、ほんとうにもうつばぜり合ひのものすごい外交戦だと思ふ。しかも、これから選挙、それから沖縄の国会もあれば、天皇の外遊もあれば、たいへんな重要な重大なものが山ほどある。そこへ国連総会が開かれる。そこで日本がうまく立ち回らうというのは、よほど落ちついた冷静な頭と組織的な対策ですね、各方面の知のを集めて、これはたいへんなことだと思ふので、私は薄氷の思いだと思ふのです。

そこでもう一つ伺いたいのは、きのうきょうあたり新聞にアメリカで中国への旅行の制限を全廃したとか、それから下院議員のフインドレーとかいう共和党の下院議員が、たいへん、いろんなゆるめられるものはゆるめようといった書簡をニクソン大統領に出したらしいと報じて、台湾駐留米軍を引き上げるとか、台中の紛争に介入するといふ一九五五年の台湾決議までも廃止しろとか、旅行の制限、貿易の制限の緩和、それから政府特使の派遣とか、とにかくアメリカでも日本と同じようにだいたいこういう声が上がってきまして、大臣はどんなふうにかこれを受けとめられておられますか。日中関係を見ると、こういうふうなことは緩和した、これを廃止したというふうなことはほとんどない。かたくなっているのです。向こうはゆるめられるもの、可能なものはほとんど

ゆるめられていくという態度は非常にいいと思ふのです。そこで、これについての御意見と——もうまとめます。時間がないからまとめて伺いたいのには——去年の国連総会の韓閣代表とアメリカのフリップス代表の演説その他見て感ずる大きな点は、同じ台湾擁護であつても、同じ国連の普遍性をうたうにあつても、アメリカのほうは、普遍性だから一つでも多く入ってきたほうがいいのだというふうなところに力点がある。日本は、普遍性なんだから、それを減らそうというのはいかしくないやないか。台湾を開放しようというのはいかしくないやないか。同じことでも力の入れ方がアメリカと日本との大きい違いだと思ふのです。私の伺いたいのは、これをアメリカの表現までに切りかえられるか。台湾はたいへんだ、除名されちゃ普遍性にも反するし、歴史的にもおかしいやないかというのじゃなくて、やはりフリップスが言うように、国際社会において建設的な動きができるような中国、こういうものに非常な関心を持っている。しかも、皮肉にも、いかなる加盟国にも劣らない、日本にも劣らないほど関心を持っている。中国が国際社会で活動すること、こういうところに重点を置いているのです。そのくらの心境にたいしてはななつておられるかどうか、この二点を伺いたい。

もう一点は——まとめます——ウ・タント事務総長が七二年には中国の加盟が実現するだろうというふうな、きわめて示唆に富む談話を去年あたりやつていたのです。どういふ確信を持ってああいうことを言っているのか、あの人の東洋人の肉体から受ける肉体的情報というか、感覚というか、こういうものはやはり恐るべきものがあると思ひますので、見なくちゃならぬ。いま西堀国連局長のことはよれば、甘く見ても二十の票差、辛く見ても二十、どっちがどつちかわからないというふうなことになる。もう一つの理由は、中国問題の解決はニクソン大統領のときには無理なんじゃないか。やはり解決といつても全部どんぴしゃり

じゃない。いわゆる中共承認、中共の国連加盟、台湾が弱い立場に立つというふうな事態は、ニクソン時代には無理なのじゃないだろうか。日本であつてみれば、佐藤さんも国会でおつしやつたように、佐藤さんの時代には前進しないのじゃないか。ちやうどその時期が、佐藤さんの総裁二年目が来年になりますかね。その後中国問題が大きなビッグ・ストライドをするが、いまの時代では無理だ。それにしても七二年というのは、そういう意味で、ニクソンさんが落ちるかどうかわかりませんが、そういうことも踏まえてかどうか、これを大臣はどういうふうにお考えになるか。もちろん、ニューヨーク駐在のわが方の国連代表の鶴岡君のお話も来ているだろうし情報もありだと思ふ。三点をまとめて伺います。それで終わります。

○国務大臣(愛知揆一君)　非常に、三点とはおつしやいますけれども、広範な御質問でございますから、まず第一の、米國はなるほど旅行者の制限を緩和するというか、撤廃といひますか、いたしたようでございます。それからアメリカがどんどん中国大陸との間の接触をやっているではないか。日本は何もやっていないではないかというおことはすけれども、アメリカは、従来の経過を見ましても、中国へ米國人が渡航いたしましたのはたしか三人でございます。日本は年々ともふえておりまして、昨年は日本人は約三千人年間に旅行をいたしております。それから貿易の問題にしても、それから新聞記者の交換にいたしましても、私はそういう点で、日本としては相当に、いままで政経分離ということも御批判がありましようけれども、こういう事実上の関係はもうアメリカとは比べものにならないくらいにやっておりますことを私は指摘しておきたいと思ひます。

○森元治郎君　政府の努力じゃないんじやないかな、これは。

○国務大臣(愛知揆一君)　それから第二が、国連代表権の問題にしても、アメリカと力の入れ方が違つてはいないかと、こういう御批評でございます

けれども、一番最近のニクソン大統領の外交教書の中国に関するくだりも、私もよく読んでおりますつもりでございますけれども、なかなか熟読玩味すればするほど、アメリカとしてもこれは非常に重大な問題として取り上げているというところはよくわかります。同時に、日本としては日本の立場があることは当然でございますから、こういった大問題については、米國のみならず、友邦の国々といふところも協調していかねばならないことは当然でありますけれども、やはり日本には日本の立場がある。日本としてこゝしの総会にどうやるかということについては、先ほど来申し上げておりますように、これはきわめて重要な問題であるという前提の上に立つていかなる態度をとるかということについては、まだまだ政府としての見解を申し上げる時期ではないと思ひます。

それからその次の、ウ・タン事務総長は、事務総長の立場としてですか、個人的な見解としてですか、本件についてもおりおり発言しているようでございますけれども、これはやはり私としてはきわめて重要な問題でございますから、こうした言動に対して一々コメントすべき時期ではないと思ひます。コメントするといふことは、日本政府の態度といふものがすでに明らかにされつつあるのならば格別ですけれども、まだ日本の態度を明らかにすべき時期ではないと思ひます。

それから第四の、ニクソン政権が一体どう考えているだろうか。これは先ほど申し上げましたとおりで、やはりニクソン政権としては、一番最近のところでは外交教書にあらわれたところがニクソン大統領としての見解であつて、それ以上の点については私もつまびらかでございせん。これはやはり見る人によつていろいろの見方がございまして、日本は日本として、現在は佐藤内閣でございますけれども、佐藤内閣の立場としては、まあ繰り返すようでございますが、きわめて重要な問題として扱つて、それからいろいろの動向も十分見きわめて最終的に態度をきめるべきものであつて、まだその時期ではない、か

ように考えております。

○森元治郎君 後日に譲ります。

○石原慎太郎君 日中問題について少しお尋ねしたいと思ひます。

新聞の伝へるところによりますと、自由民主党の総務会ではやはりこの問題についての態度表明をしないといふことにきまつたようでありましたが、まあ与党がそういう態度を表明しないと、政府もおのずと自分の姿勢といふものはつきりされにくいと思ひますけれども、ただ私は、やはりこの日中問題に対するこちらの原則を示すといひますか、こちら側の姿勢を示す時期に來ていふと思ひます。それをしませんが、やはり見えざる利益といふものが失われていくといふおそれが非常にいたします。ここで、いまこの場で大臣の口から原則といふものまでも引き出すことはできないと思ひますが、いままであります、この問題をめぐる既成の事実についてどのようにお考えかといふことをお尋ねして、私たちなりのこの問題に対する姿勢のよすがをつかみたいと思ひますが、私は、日中議員連盟などに入つておりません。どうもよくわかるやうでわからない集まりなので入つておりませんが、しかし私は、日中の国交回復をしなくちやいかぬといふ立場の人間のつもりであり、それはむしろ私のほうがかつきりしてゐると思ひますが、中国といふ国が、いままでの経過といふものを見てみますと、日本にとつて将来にはなほ危険、有害性といふものを持つた国であるがゆゑに、正常なルートといふものでいろいろの問題についての話をすべきだと思ひます。いづれにしても、このごろの日本の状況を見ておきますと、何か中国といふ非常に全体主義的な國家に対する幻想的な過大評価といふものが非常に多くて、そのね返りが、向こうに対する非常にいふわれない、あるいは非常に過大な反発、過小評価といふ形になつてゐるやうな気がする。どうもこういう日本人の心理といふものは過去にもあつたやうな気がいたします。まあ、紅衛兵に対する理由のないシンパシーといふものが、実は昔のナ

チス・ドイツの全体主義のヒトラー・ユーゲントに対する理由のない共感であつたやうな、そういう気がいたします、この間も週刊の、非常に高級とはいへない漫画雑誌を見ましたら、非常に宣傳的な毛沢東の伝記の漫画が連載されておりました、表紙に「圧倒的好評」といふやうな字が刷つてあつて、私は全然といたしました。あるいは、覚書交渉の経過を伝へたニュースの中で、日本側の代表が普通の写真で映りましたが、当事者の周恩来首相の、これはただの肖像ではなしに、背景に群衆が手を振り上げて絶叫してゐる一種の宣傳ポスターの絵が写真のかわりに使われて、私は、それも、それがいい傾向か悪い傾向か知りませんが、けれども、非常に然然とせざるを得ない。しかし、この問題を考へてみますと、私はどう考へても、たとへば、どうも日中問題といふものはいつても貿易問題を中心にして論議されがちであります、貿易といふ経済活動一つをとつてみても、非常に初歩的な経済学的な分析をしても、どうも中国の経済性といふものは日本の経済にとつてそれほど大きなポテンシャルを持つてゐると思へない。どうもそういう結論が出ざるを得ないし、貿易の輸出額を見て、向こうは全輸出額の一六%で、日本の対中国輸出は全輸出額のわずかに二%。明らかに数字が違ひますし、どう見てもこの問題は、ごく原則的に日本側が外交的オプションを持つてゐる問題だと私は考へざるを得ないのでございしますが、この点、いかがでございましょうか。

○國務大臣(愛知揆一君) 全体としてのまず御質問にお答えをいたしたいと思ひますけれども、これはいま森委員にもお答えしましたけれども、くどいようですけれども、整理をして申し上げますと、中国問題といふのは、要するに、わが國にとつても世界にとつてもきわめて重要な課題であると同時に、きわめて複雑な問題であるといふこととにまず十分留意してかからなければならぬといふことが一番の前提であると思ひます。そうして、そのむずかしさの根本が非常につきりして

いると思ひますのは、「一つの中國」の問題で、一方と國交を結ば一方とは断交するといふのが双方の非常なきつぱりな態度である。これは筋合いの問題としては本来解決すべき——まあ私のことばで言へば、向こう様の内輪の問題だ。これをまあむずかしむことばで言つて内政問題であるといふことにするのかもしれないが、それはそういう筋合いの問題であると思ひます。同時にしかし、双方ともが「一つの中國」といふことで、たゞまゑとしては、何としてもこれは一方が「解放する」といふ、一方が「進取する」と言つてゐる。この点が日本としても、アジアとしても非常に困ることとて、武力抗争だけは何としてもやめてもらいたいといふ立場をとつてゐる。それから、それはそれとして、大陸中國の現状に對して、ただ単に民間の接触だけではなくつて、政府間の對話を持ちたいといふことは随時明らかにしてゐるところでありますから、ただ、その政府間の對話といふのは、いわゆるブレコンディションを前提にして、向こうがどう言つてゐるから、それには頭を下げてそこで入つていくといふやうなことは、日本外交のとるべき態度ではないと私は考へてゐるわけでございますから、双方の立場を尊重し、双方の内政に干渉しないといふ二大原則のもとに話し合ひに入つていく。そして、その政府間の對話の中で、いろいろの問題が、そこで率直に双方の立場が話し合へるやうになれば、これは時間ばかりまじしやうけれども、その中でおのずからよい道が見えざるに違ひない。こういう考へ方で政府間の接触も求めていきつたわけでありま

す。それからもう一つ問題は國連代表權の問題でありますけれども、これはただいま森さんにお答えを申し上げたとおりでございます。私は実はこの國會の冒頭にも外交演説の中でも申し上げてゐるやうに、客觀的な事実として中華人民共和國政府を中國の唯一の合法代表と認め國民政府を國連から追放するといふアルバニア決議案が、初めて

の国よりも一番大きな額であるというふうな事実から申しまして、現在の中国大陸の経済状態というものがおのずから判断されるわけではないだろうか、こういうふうな考えです。

○石原慎太郎君 いつも具体的に尋ねますと総論が返ってくるのですが、しかし、その中の落ち穂拾いみたいにおっしゃっておることをおっしゃったとおりとと結んでいきますと、一つのばく然といえますか、しかし、かなりおぼろげですが、はつきりしたフィギュアが出てくるのですが、それならば私は、やはりそれを、いまの段階のばく然としてつかめるようにつかめないうちに置かれるよりも、はつきりと、つまり、どんなに向こうから大きな反発が返ると、自分が、こちら側がいろいろの機会に言ったことをつなげた一つの原則線みたいなものを出されたほうが、たとえば大使級の会談なんかも、要するに、実現の可能性があるのではないかと。で、どうも外相のおっしゃる方をお聞きしております。で、「一つの中国」論をとらぬと両方があるというふうなやり方のように、何か、向こうが出している原則というものが、こちら側の原則を出す前に一つのアプリアリになっていくというふうな非常に感ぜられるのですけれども、たとえば経済の問題でも、政経不分離と言いますが、実は、おっしゃったように、中国にとつての日本との貿易というもののあり方というものを分析してみれば、他の国と比べて、結果的には政経分離という形になっていと思わざるを得ない。そういうふうな、やはり原則と実体が非常に食い違つた形で、実はそこに向こう側のハンディキャップというのか、われわれ側のオプションというものがはつきり出ていると思うのですけれども、私はやはり、大使級の会談というものが日中国交の促進の一つのよすがになり得るために、原則論というものをこちら側から、どんな反発が返ろうとも、出されるべきものではないかと思ひます。

それから、これは非常にばく然とした質問になるかもしれませんが、確認いたしますけれども、

いまのような形で、つまり、原則を出さずに点と線と結ぶ形で憶測させるほうが、この問題について日本の外交としてやはり有利とお考えになるわけでございますか。

○国務大臣(愛知揆一君) この中国との対話を求めているという政府の姿勢は、要するに、双方の立場を尊重し合つて、内政干渉というところでなくつて、その二大原則のもとにあらゆる問題について話し合ひをいたしなうと、これから私は始まるべき問題だろうと、かように思つております。先ほど申しましたように、ブレコンディションというのか、いま石原さんのことばで言えばアプリアリ、こうしかならないのだと、向こうがこう言っているからというのを前提にして話し合ひを始めるということ、私はいかかかと思ひます。これはあらゆる国に對しあらゆる立場からいって、日本の自主外交ということがよくいわれるわけでございますけれども、まさにその基本線に従つていけばそういうことではないか、こういうふうな考えでいるわけでございます。

○石原慎太郎君 そうすると、いまのおことは、つまり、こちらの原則もあり得る、いずれの日にかそれを明示し得る機会があり得ると解釈してよろしうございませうか。

○国務大臣(愛知揆一君) 大使級会談ということをやらず言つておりましたのは、また現にそう言つておりますのは、どういふふうなかつこうで政府間の対話を始めるかというこのスタートとしては、外交の常道として、いままでも外交がない、しかも、それが長い間不幸にして続いている状況においては、一番妥当であり現実的なやり方である、こう考えておるわけでありませう。

○石原慎太郎君 それから、中国の国連加入に關して私たちが一番気になることは、つまり、国連に加入し国連のメンバーとして、現在の中国が過去に託した国際関係というふうなものから見ますと、国連の精神というものに合致し得ない点が非常にあるわけですね。インドネシアの革命の援助とか、あるいは北ベトナムへの援助、あるいは

インドに對する国境問題ではつきりした軍隊を使つての介入、あるいは来日した中国の要人の言動などを見ても、そういう非常に危惧を私は抱かざるを得ませんが、大臣は過去の中国のそういう国際関係の実績から見まして同じような危惧をお抱きになりませんか。

○国務大臣(愛知揆一君) 私のつております態度は、御承知のとおり、いろいろ言つておられるけれどもこれは政府間の対話に出ていることでもございせんし、それから、こちらの真意というものはなかなかかわからないで言つておられることもあろうと思ひますから、それに一々反響をしたり、あるいはことは悪いですが、売りこつたに買ひこつたというふうな姿勢はできるだけ慎むべきものである。というのは、一切がつさひ双方の態度や意見というものは、政府間の対話が始めればその中でほんとうに對等な相互の立場尊重ということできると、またでかきなければいかぬと、こういう態度をとつておりますから、それだけに、ますますつて、それよりも前にいろいろと売りこつたに買ひこつたというふうなことは慎むのが日本の外交の立場としてしるべきところじやないかと、こういうふうな考へていられるわけでございます。

○石原慎太郎君 売りこつたに買ひこつたということ、日本と中国との問題になります、実際日本に直接に影響のあるアジアの平和と安全に關係するインドネシアにおけるPKI革命のあつたはつきりした中国の出兵、あるいはインドに對する出方というものを言ひまして、これはやはり他国のことではあります、私たちが、中国というものの今後の国際政治における動向というものを類推せざるを得ない。やはり国連に對する中国の問題に對しても、決して日本の態度が現在のままでないといふことをさつき森さんの質問に對してもおしやしましたので、そういう場合に、日本が現在の中国の国連加入に對する態度というものを變更する場合に、やはりいろいろな附帯の条件というふうなものがつくべきだと思ひます。その一

つに、私は当然、中国の今日までつてきた非常に攻撃的といひます、非常に彼らが日本に要求している三原則なるものをみずから無視したようなあつた姿勢というものは、私たちがやはり一つの大きな障害としてマクしなくちゃいけない問題だと思ひますが、いかがでしようか。

○国務大臣(愛知揆一君) それは私もごつとだと思ひます。幸いに政府間の対話というふうなものができるようになれば、それに臨む日本のかまへ方の中に、いろいろのことが一つの参考になるだろうと思ひます。また、先方の真意ということも確かめてみたいと思ひます。これはバイラテラルの關係で、おっしゃるやうに多数国間の關係でこれを取り上げてみれば、やはり中国の代表権の問題などは国連の場において大いに論議されるわけでございますから、そういう場を通して、たとえばアジアの諸国に對して中華人民共和國政府がどういふふうに見られてゐるか、また、將來に對してどういふ期待とまた危惧を持つてゐるかといふことも非常にはつきりしてくるだろうと思ひます。そういうことがまた、中国に對しても、私は希望を込めて言ひなれば、これは相當な影響力を与えてしまふべきことであり、自然中国側のビヘイビアに對しましても相當な影響力があるのではないかと、そういうふうにも期待できるのではないかと、思ひます。

○石原慎太郎君 それから中国との戦争継続の問題について、これは条約局長でもつてございませうけれども、お答え願ひたいのですけれども、戦争が今日お法的に続いているという根拠はどうもなさそうなんです、あるとすれば、一九三一年です、二年に中華ソビエト共和国臨時中央政府というものが延安でつてしまつて、それが一方的に日本に對して対日宣戦を布告した。しかし、当時の状況から見て、蔣政権の国民政府はこれを認めずむしろその布告というものを禁止したといひつておられます、当時の日本側もこれを明確な形で聞き取つていないわけでありませう、こういうたその宣戦布告、一方的な宣戦布

告というものの、何といいますが、条約的な価値とか意味というものは条約論的にどういふように解釈したらよろしいのでございましょうか。

○政府委員(井川克一君) 宣戦の布告でございすが、私、実はその事実をあまりよく知っておりなかつたわけでございますけれども、いづれにいたしましても、宣戦の布告はその国の正統政府が当然なすが宣戦でございしますから、その当時の正統政府というものは、何びとも中華民国政府であつたといふことは全く疑いのない事実でございまして、それ以外の政権あるいは集団が宣戦布告をかりにいたしましても、国際法上何らの価値がないと思ひます。

○石原慎太郎君 よくある論なんですけれども、つまり、そういう臨時中央政府というものををつくつて、名前も中華ソビエト共和国、それが宣戦を布告し、毛沢東は結局その臨時政府と蔣政権との統一戦線をつくつたわけで、ならば、みずからその時期において二つの中国を認めたのではないかと、それは自家撞着であるという論がありますけれども、私もそんなような気がする。それで、条約局長もおつしたように、私はその宣戦布告といふのは条約的に無効としか判断できない。ならば、今日使われている中国との、特に北京政府との国交回復といふことが非常に問題になつてくる。「回復」という限りは、すでに国対国の間に国交があり得たから、それが一度途絶してかつこの時期に回復といふことになるわけでありまして、けれども、「回復」といふことは、そうなつてくると、小さな問題かもしれないけれども、非常に大きな暗示といふものを与える問題だと思ひますが、この北京政府との間に「回復」といふことが使われること自体が妥当とお考えでしようか、あるいは非常なまじらわしい、誤解を招きやすいものであるとお考えでしようか。

○政府委員(井川克一君) 私は思ひますのに、これは別段法律論の意味で、もともとあつたものを回復するとか、そういう意味でお使ひになつてゐるにわゆる国際法上のことばであるとか条約論的な

ことばとしてお使ひになつてゐない政治的なことばではなからうかと思ひますので、私としてはコメントする立場にないわけでございます。

○石原慎太郎君 それではまた大臣にお尋ねいたしますが、つまり、私たちが北京政府との国交を云々するの、あくまでも日本の敗戦後にでき上がつた新しい国家との国交を考えるわけでありまして、私はその限りで、これは政治的なカテゴリーで使われるにしても、それならなおさら「回復」といふことは妥当ではないと考へますが、いかがお考えでしようか。

○國務大臣(愛知揆一君) これはまず、条約論的な問題の取り上げ方と、それから政治的な問題の取り上げ方とあると思ひます。それから、そういう点をまず踏まえて必ずしもクリアカットな答弁といふか、解釈といふのが非常に私はむづかしい問題だと思ひます。というのは、第一、この中国問題といふのは、先ほどもちよつとお触れになりましたけれども、ずいぶん長い問題でありまして、同時に、非常に異例な歩みをしてゐるわけですが、これは全部が全部といふわけではございせんが、いわゆる第二次大戦のあと分裂国家といわれてゐるようなものが出てきてゐる。この分裂国家といふものに対する国際条約的な法理といふものは私はまだ確立してゐないと思ひます。ですから、そういう点ではつきりしたことが国際上の通念としても言へない点が多いやうな感じがいたします。そのことは、たとえば国連に中華人民共和国のいわば参加を求めるという問題にしても、これを「加盟」といふふにことばを使つてゐる国もありまして、それから「招請する」といふことばを使つてゐる国もありまして、そういうところは分裂国家の一つとしての政体——ステータスといふものをどういふに説明していくかといふこと、あるいはまた国連憲章上の扱い方としてどういふ扱い方がいふか、中華人民共和国をあの中に入れるべきであるといふ議論の中にも、そういうテクニカルな法理論からいいますといふいろいろな表現がされてゐるということにやはり法理

論的なむづかしさもそこにあるのではないかと思ひます。ですから、私どもの申し上げますことは非常にたまたまなるやうにおとりだと思ひますけれども、本来もたまたましたやうなこれは問題かと思ひます。それから同時に、しかし、日本政府のこの中国問題に対する態度といふのは、私は法理的にもはつきりしてゐると思ひます。というのは、日本政府は中華民国を代表する機関としての国民政府との間に平和条約を結んだのであるから、その政府間で合意されたところは、主体である国を代表する機関として結んだものである。したがつて、国と国との間を律する一番基本である、戦争状態の終結であるとか、それから戦争前に結んだ条約の無効を合意したといふようなことは、主体であるところの国際法上の国を拘束するものである。したがつて、日本と中華民国との間には戦争状態は終結したものである。これが私は法理的に正しい、また経過的にもそれが正しいかつたものと思ひます。しかし、同時に、私はいつもそれにつけ加えて申し上げておりますことは、忘れないうでいただきたいと思ひますのは、中華人民共和國政府はそもそも当初からと申しましたやうか、この日華平和条約といふものを認めてゐない立場である。したがつて、日本政府は、戦争状態は中国全土と終結したと言つてゐるけれども、その見解には絶対反対である、その説はとらないといふことを中華人民共和國政府は明確にしておるというところを日本政府はよく承知いたしております。そういうことを必ずつけ加えて申し上げておりますことに、同時に御注意を願ひたいと思つておるわけでありまして。

○石原慎太郎君 最後に一問、いまもたといふことばを使われました。実にそれは感覚的に非常に妥當な表現だと思ひますけれども、いまおつしやいましたように、日本側は法理的にはつきりしてゐる。しかし、中国問題は、非常に日中間問題はもたまたました印象を与える。向こう側の言い分は、日本側ははつきり承知してゐるというわけ

でありまして、これは、こう要約してよろしいでしようか。この問題の分析をすれば、日本側の態度の法理的な裏づけといふのは非常につきりしてゐるが、日華条約を認めない中共側の法理的な言い分といふものは、法理的にもたまたまはつきりしてゐるが、日中間係といふものはもたまたました印象を持たざるを得ないといふふうに解釈してよろしいでしようか。

○國務大臣(愛知揆一君) これは、現在の政府の立場として、私はやはりその立場をとつてゐることが非常に大切なことであると、まあ、こういうふうに思ひます。

○石原慎太郎君 終わります。

○委員長(松平勇雄君) 本件に対する質疑は、本日はこの程度といたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十六分散会

三月十一日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月五日)

一、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

三月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、婦人労働者にかかるILO条約批准促進に関する請願(第一五四四号)

第一五四四号 昭和四十六年三月三日受理

婦人労働者にかかるILO条約批准促進に関する請願

請願者 愛媛県松山市一番町四ノ二愛媛県議會議長 吉田忠雄

紹介議員 堀本 宜実君

今日、婦人労働者の果たす役割の重要性はますます高まりつつあるから、これに対する福祉の拡充を図るため、婦人に関するILO第八十九号条約、第百三号条約及び第百十一号条約を批准するとともに、関係国内法を整備されたい。

昭和四十六年三月二十七日印刷

昭和四十六年三月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局